

実費徴収に係る補足給付事業のご案内（日用品・文房具等、行事参加費）

福祉保健課 子育て支援係

1 実費徴収に係る補足給付事業とは

保育園、認定こども園などの特定教育・保育施設等では、市で定める利用者負担額（保育料）のほかに、日用品費や文房具代、行事への参加費などを実費徴収することができるかとされています。

尾鷲市では、生活保護世帯等を対象に、世帯の負担を軽減することを目的とし、実費徴収額の一部を給付する事業（実費徴収額に係る補足給付事業）を行っています。

2 対象世帯

市内在住者のうち下記に該当する世帯

- 生活保護法による被保護世帯
- 収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として市長が認める世帯
→ 生活保護世帯、里親世帯等

3 補助対象

保育園等から費用の徴収があった「日用品費・行事費」等

※保護者個人が購入したもの等、補助できないものがあります。

4 補助基準額（上限額）

児童1人あたり2,800円（月額上限）

- 1年間対象世帯の場合 → $2,800円 \times 12ヶ月 = 33,600円$
- 8ヶ月対象世帯の場合 → $2,800円 \times 8ヶ月 = 22,400円$

5 補助の額

【上記4で算出した補助基準額】と【対象経費（実費で支払った額）】を比較して
いずれか低い方の額

★対象となるもの★

- ・園服 ・名札 ・歯ブラシ ・文房具 ・連絡帳 ・健康カード ・お帳面
- ・教材（はさみ、のり、画用紙等） ・絵本 ・カラー帽子 ・各種保険料
- ・遠足等の行事への参加費用（交通費、入場料） 等

★対象とならないもの★

- ・保護者が保育園等以外から購入したもの
- ・写真代 ・保護者会費 等

6 申請方法について

以下の書類を、尾鷲市福祉保健課 子育て支援係に提出してください。

- ① 同封の「尾鷲市実費徴収に係る補足給付補助金交付申請書兼請求書」
- ② 実費負担額が分かる書類（領収印が押された集金袋の写し等）
- ③ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ④ 振込先がわかる書類（振込先の通帳の写し等）

※申請時期に関しては、「毎月ごとの申請」「1年間まとめた申請」のどちらでも可能です。

※1年間分まとめて申請する場合には、当該年度末までに申請書類を提出してください。

※対象期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までです。

詳細につきましては、尾鷲市福祉保健課 子育て支援係までお問い合わせください。

お問い合わせ先

尾鷲市役所 福祉保健課 子育て支援係

〒519-3618 尾鷲市栄町5番5号

（尾鷲市福祉保健センター2階）

TEL:0597-23-8202

E-mail:kosodate@city.owase.lg.jp